

1 附属機関の名称

犬山市防災会議

2 開催日時

令和2年2月6日（木） 午後2時00分から午後3時00分まで

3 開催場所

市役所 205会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 別紙出席者名簿参照

(2) 執行機関 百武地域安全課長、西村地域安全課長補佐、大澤・今尾地域安全課職員
松澤福祉課長、奥谷福祉課長補佐

5 議題

【協議事項】

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

【報告事項】

(2) 災害協定の締結状況について

(3) 防災訓練等の実施について

(4) 犬山市防災ハンドブック『犬山防災』の活用について

(5) 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について

(6) 国土強靱化計画の策定について

(7) 避難行動要支援者支援制度について

6 傍聴人の数

0人

7 会議内容

【開会】

(事務局) それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。私は、本日の進行役を努めます、地域安全課課長の百武と申します。どうぞ よろしくお願いたします。

本日はご多用中のなか、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。
まず、はじめに、本日ご出席の皆様につきましては、犬山市防災会議委員をお受けいただき誠にありがとうございます。本来であれば、市長よりお一人お一人に委嘱状をお渡しするのが本意ではありますが、時間の都合上、お席にご用

意させていただきました。

何卒、ご了承いただきますようお願い致します。なお、委員の委嘱期間は令和3年7月31日までとなっております。

それでは、本日の会議に先立ちまして、犬山市防災会議の会長であります山田市長からごあいさつを申し上げます。

(市長) —あいさつ—

(事務局) 本日の会議は33人の委員数のうち、28名のご出席をいただいております。防災会議条例第4条に基づき、2分の1以上の出席があることから、会議成立をご報告します。

ではまず、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料は、資料1～7です。

資料不足がございましたら、お手を上げてください。係員が必要な資料をお持ちいたします。

それではこれより協議事項に入らせていただきます。

これより議事の取り回しにつきましては、会長であります山田市長にお願いいたします。

【協議事項】

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

(市長) それでは、ただ今から、協議事項に入ります。

まず、協議事項の(1)「犬山市地域防災計画の修正について」、事務局より説明してください。

(事務局) 犬山市地域防災計画の修正についてご説明します。資料1をご覧ください。

この地域防災計画の修正は、災害対策基本法第16条にて、市地域防災会議の所掌（しよしょう）事務とされており、同法42条で必要に応じて修正することとされています。

それでは、これより、資料1に明記した、主な修正事項を資料にそって説明いたします。

主な修正事項は、ローマ数字の2番・3番・4番にかかげた、愛知県の取り組みに係る修正事項 2点、国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項 1点、犬山市の取り組みに係る修正事項 3点です。

なお、これらの修正は、愛知県地域防災計画の修正内容を準用し、市における措置を追加修正する形を取っています。

では、主な修正事項の修正案を説明していきます。

「資料1 犬山市地域防災計画修正について」の3ページをご覧ください。
愛知県の取り組みに係る修正事項の一つ目、無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用についてです。
携帯インフラが災害によって県内広範囲に被害を受け、携帯やスマートフォンが長時間使用できない状況になった際に、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにし、自由にインターネットに接続できるようにすることについて、記載を追加します。
該当箇所は、風水害編、地震災害編ともに記載を追加します。
この記載は、県が実施する内容についての記載で、公園等人が集まる県営施設に設置しているWi-Fiが対象となります。

続いて、4ページをご覧ください。

2つ目、耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）です。
総合的な建築物の耐震性向上の推進事項として、避難路の閉塞を防ぐため、優先的に耐震化に取り組む避難路の指定、及びその避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告が義務付けられているところですが、そこに「ブロック塀等の付属物」の記載を追加します。
北部地震をきっかけとして、2018年の11月に、一定の条件を満たしたブロック塀の耐震診断が義務付けられたところですが、犬山市でも、都市計画課にてブロック塀の撤去費用補助を実施しています。
また、文化庁文化財部参事官の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、重要文化財の耐震対策についての記載を追加します。

続きましては、5ページをご覧ください。

避難勧告等に関するガイドラインの改定です。
まずは、風水害編について住民の安全な「避難の確保」を「避難行動の支援」と表記の整理を行います。
また、ガイドラインの改定により、平成31年の3月から「警戒レベル」の運用が開始されました。
住民の避難のタイミングや、取るべき行動を明確にするため、避難準備情報（高齢者等避難開始）、避難勧告、避難指示（緊急）等に、この警戒レベルを付して提供することとなった旨の記載を追加します。
警戒レベル1と2は気象庁が発表し、市においては3～5の発表となります。
基本的には、警戒レベル3が避難準備情報（高齢者等避難開始）
警戒レベル4が避難勧告と避難指示（緊急）
警戒レベル5が災害発生情報として、避難情報とセットで発表する形となります。
地震編については、避難勧告等の避難情報の発令に関する記載について、表記の整理を行いました。

次に、6ページをご覧ください。

風水害編の情報伝達体制の整備についてです。

これは、様々な環境下にある住民等に対して、防災無線やコミュニティFM、メール等 発災時の情報伝達手段の多重化・多様化を図る旨の項目ですが、発災時の情報伝達のみでなく、その情報による的確な避難行動がとれるよう、平時から継続的な防災教育や実践的な訓練を実施する旨の記載を追加します。

本市でも、年間を通して、市内自主防災組織・町内会に対し、防災講話等による講座を実施しており、本日皆様のお手元にもあります、防災ハンドブック「犬山防災」を、教科書として活用しております。

防災ハンドブックの活用状況については、また後ほど 報告事項にて説明させていただきます。

次に、7ページをご覧ください。

被害状況等の収集・伝達についてです。

これは、災害応急対策に必要な情報や被害状況を収集するために、職員を積極的に動員する旨の項目ですが、気象条件等を踏まえ、動員する職員の安全を最優先に情報収集にあたらせるとした記載を追加します。

該当箇所は、風水害編、地震災害編ともに記載を追加します。

次に、8ページをご覧ください。

避難所の開設についてです。

避難した住民や、被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として避難所を開設しますが、ライフラインの回復に時間を要する場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、指定されている施設でも、開設しないものとした記載を追加します。

犬山市でも、避難施設ごとに、対応可能な災害を決めており、随時状況を判断した上で避難所開設に当たっています。

該当箇所は、風水害編、地震災害編ともに記載を追加します。

次に、要配慮者支援対策に関して、この制度は市としても重要な取り組みとし、進めておりますが、現行の制度の運用方法と表記が異なっているのではと指摘を受けまして、今回、整合をとるための改正となります。

風水害編の新旧対照表10ページをご覧ください。

第10章 避難所・要配慮者・帰宅困難者対策の第2節 要配慮者支援対策についてです。

『避難行動要支援者支援制度』における、「対象者の名簿」を「避難行動要支援者名簿」に、また、「登録者の名簿」を「避難行動要支援者登録者名簿」に区別し、整理しました。

また、登録に必要な提出書類に関して「避難行動要支援者支援マニュアル」と表記内容を合わせ細かく整理しました。

先ほども申しあげましたとおり、重要な事項となりますので、修正させていただきました。

避難行動要支援者支援制度に関する詳細については、後ほどの報告事項（６）で改めて説明させていただきます。

以上で、犬山市地域防災計画の修正案について説明を終わります。

（市長） ただ今説明した内容につきまして、ご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

～意見等なし～

（市長） それでは御意見が出尽くしたようですので、お諮りいたします。犬山市地域防災計画の修正案をお認めいただくこととして御異議ございませんでしょうか。

（委員） 異議なし

（市長） 異議無しと認め、当会議としてこの修正案を承認することとします以上をもちまして、本日の協議事項を終了させていただきます。

【報告事項】

（市長） つづきまして、報告事項（１）災害協定の締結状況について、事務局より報告してください。

（事務局） 災害協定の締結状況について説明します。資料２をご覧ください。現在、犬山市では全部で７０の災害協定を結んでおり、昨年度の報告時から８つの協定を新たに締結しています。新たに締結した協定内容について、順に説明していきます。

平成31年3月14日に、大同メタルと「大規模災害時における燃料等の提供に関する協定」を締結しました。

これは、災害時に犬山市が人命救助活動等の消防活動を行う際に、大同メタルが所有する敷地や備蓄燃料の提供を受けることができる内容となっています。

令和元年7月25日に、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と「災害時における応急対策等の協力に関する協定」を締結しました。

これは、災害発生時において、多数の死者及び被災者が発生した場合に、遺体の収容及び必要な資機材の提供や、帰宅困難者に対する避難場所の提供を受けられる内容となっています。

令和元年8年9月に、中部電力(株)ネットワークカンパニー小牧営業所と「災害対応及び情報提供に関する申し合わせ」を締結しました。

これは、犬山市と中部電力の連絡体制を整えること、市域の被害を速やかに把握し、迅速に復旧することを目的としています。

令和元年9月26日に、ヤフー(株)と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

これは、災害時にヤフーが提供している情報発信サービスを利用することで、犬山市民に対して必要な情報を迅速に提供することを目的としています。

令和元年10年9月に、(株)義津屋、犬山しろひがし商業協同組合と「災害時における物資供給の協力及び帰宅困難者支援に関する協定」を締結しました。

これは、災害時に食料品や飲料水、その他日用品の提供や帰宅困難者への一時的な休憩所や道路情報などを提供する内容となっています。

令和元年11月28日に、(株)NTセブンスと「災害時等における無人航空機の運用に関する協定」を締結しました。

これは、災害発生時に状況を把握するために必要な映像や情報収集の提供に関する内容となっています。

令和元年12月25日に、シオン(株)と「災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定」を締結しました。

これは、先ほどの一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と結んだ協定内容と同様、遺体の収容及び必要な資機材の提供に関する内容となっています。

令和2年1月29日に三協フロンティア(株)と「災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書」を締結しました。

これは、仮設事務所や仮設トイレ等として取り扱い可能な、ユニットハウスの供給に関する内容となっています。

以上で、災害協定の提供状況についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。

つづきまして、報告事項(2)防災訓練等の実施について、事務局より報告

してください。

(事務局) 防災訓練等の実施について、ご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

1番、丸山地区防災訓練の計画案について、来月3月8日(日)に、丸山地区学習等供用施設にて実施します。

例年3月頃に、丸山地区が主体となった防災訓練が実施されており、今年度は、その訓練に併せて「避難行動要支援者支援訓練」を実施する予定です。対象者を「避難行動要支援者支援制度」の名簿登録者に絞り、制度における、要支援者及び支援者による円滑な避難行動の確認、課題の洗い出しを目的として実施します。

また、普段なかなか会う機会が少ない、支援者と要支援者の話し合いの機会を設けることも狙いとしています。

続きまして、次ページの2番、土砂災害に強い地域づくり活動の計画案について令和2年6月14日(日)に入鹿地区を対象に、緊急避難を想定した避難訓練を実施予定です。

概要・方針としては、緊急避難を想定した避難訓練のため、土砂災害に対して安全な避難施設である「池野小学校」までの避難は難しい状況です。

その中で、地区住民一人一人が避難先や方法を確認することで、緊急時の「命を守る行動」への普及啓発を目的としています。

続きまして、次ページの3番の次年度総合防災訓練については、令和2年9月13日(日)午前中に、南小学校を会場として実施します。

対象は南小学校区内とします。

現段階の主な内容として、①自主防災組織の活性化 ②避難所運営委員会の設置のあしがかりとなる取組 ③防災知識の啓発を予定しています。

概要・方針としては、今後の激甚化する災害に向け、地域住民での助け合い「共助」が非常に重要になってきます。その共助の基盤となる「自主防災組織」の拡大及び活性化を目的として実施します。

また、今年度に東小学校でも実施しましたが、共助の中でも重要な役割を担う、「避難所運営委員会」設置の足掛かりとなる取組みとして、HUG訓練等の事前訓練の充実を図ります。

南小学校での実施においても、また例年通り、参加市民に向けて啓発ブースを設ける予定ですので、各企業・団体の皆様においても、またブース出展という形でご協力をお願いします。訓練が近づきましたら、改めて依頼させていただきます。

続きまして、今年度に行いました、総合防災訓練等の結果を報告させていただきます。

きます。

「犬山市総合防災訓練の結果報告」をご覧ください。

令和元年10月27日（日）に実施、町内会や来賓を含め、約660名の参加がありました。当日は、東小学校区のコミュニティを中心に、資機材取り扱い訓練を実施し、避難所運営の中心となる団体の共通認識をもつことができました。

続きまして、「土砂災害に強い地域づくり活動の結果報告」をご覧ください。

令和元年6月23日（日）に、土砂災害時の避難行動を身につける実践的な避難訓練を実施しました。新たに指定緊急避難場所として指定した、エナジーサポート(株)を使用し、施設の機能確認を行い、また、訓練に合わせ、地区内で緊急連絡網を作成してもらい、迅速な避難行動に向けた住民情報の整理することができました。

以上で、防災訓練等の実施についての報告を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。
つづきまして、報告事項（3）犬山市防災ハンドブック『犬山防災』の活用について、事務局より報告してください。

(事務局) 資料4をご覧ください。
報告事項3 犬山市防災ハンドブック『犬山防災』の活用について説明します。

平成30年度事業として、防災ハンドブック「犬山防災」を作成しました。前回の防災会議にて、素案を示させていただきました。この場で、成果品および、その後の活用について報告します。

このハンドブックは南海トラフ地震等対策事業費補助金を利用し、委託事業として発注しました。

35,000部作成し、昨年5月15日号広報とともに全戸配布を行いました。

1月末時点ですが、その後、地域安全課や市民課窓口、各出張所にて、転入者等に1,880部を配布しています。

活用方法としては、地域に出向いての出前講座の際に、ハンドブックの内容を説明し、その地域に適した避難方法を普及するための教科書としています。

このハンドブックを配布したことで、出前講座の依頼も増えています。

出前講座の対象としては、町内会単位の自主防災組織はもとより、地区のコミュニティや要配慮者施設、またボランティア団体といった方々であり、今後

は、外国人の方々に翻訳して説明する機会も予定しています。

次年度以降においても、このハンドブックの説明、また、ハンドブックを利用して、各町内会が自ら訓練できるような仕組みを啓発していきたいと考えています。

今後の予定としては、新たに、郷瀬川・新郷瀬川の浸水予想図が県より発表されると聞いておりますので、そのシミュレーション結果を受け、ハザードマップの更新を行い、全戸配布していく予定です。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。
つづきまして、報告事項（４）警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について、事務局より報告してください。

(事務局) 資料5をご覧ください。
報告事項4 警戒本部・災害対策本部設置状況及び被害状況について説明します。

本年度の豪雨や台風に見舞われた件数は7件ありました。全国的には、大きな被害を受ける地域があったものの、幸いにも犬山市においては、小さな被害で済みました。

警報の発表は4件

台風接近数は4件

避難所開設数は2件

避難情報の発令はなく

災害対策本部を設置した回数は4件でした。

今年度の対応としては、一昨年 of 停電被害を受け、避難所への発電機などの配備を行いました。また、市民への事前の土のう配布を行い、減災対策をすすめました。

今後の対応としましては、引き続き、台風の大型か懸念されますので、市民に対しては、個人の早めの対策を促し、正しい避難行動の普及啓発に努めます。また、行政側の体制としては、千葉や長野の被災地から見えてきた、新たな対応すべき点を検証し、各課における対策の再確認を行い、気を緩めず準備を進めたいと考えております。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。
つづきまして、報告事項（５）国土強靱化計画の策定について、事務局より報告してください。

(事務局) 資料6をご覧ください。
まず、背景として、国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、国土強靱化に関する政策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。
県においては、平成28年3月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。
本市において起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備え、国や県と一体となった取り組みを推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靱なまち」を作り上げるために、本市の強靱化に関する指針となる「犬山市国土強靱化計画」を策定します。
現在、市計画として素案を作成し、庁内全担当課にて内容の確認・目標の設定作業を行っており、令和2年度中の計画策定を目標に進めています。
今後は、庁内担当課での内容精査やパブリックコメントを実施し、計画の策定に取り組んでいきます。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、次の報告に移ります。
つづきまして、報告事項（６）避難行動要支援者支援制度について、事務局より報告してください。

(事務局) 資料7をご覧ください。
先ほど、計画の修正の際にも説明がありましたが、市議会議員より現制度の運用方法についてご意見を頂いておりますので、改めて、この制度についてご説明をさせていただいた後に、皆さまよりご意見をいただきたいと思っております。

避難行動要支援者支援制度は、災害時や、災害の発生するおそれがある場合に、家族の支援が受けられず、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方に対し、地域の中で情報の伝達や避難などの手助けをするしくみづくりとして

実施しています。

犬山市では平成23年度より「災害時要援護者支援制度」として開始していましたが、災害対策基本法の改正を機に、平成29年度より現在の「避難行動要支援者支援制度」を開始しました。

新制度への改正の際はこちらの会議でも、説明をさせていただきましたが、対象者の見直しと運用方法の変更をしています。

以前の制度では、65歳以上のひとりぐらし高齢者や、75歳以上で構成する高齢者世帯の人を対象としていましたが、新制度では、真に制度を必要とする人に対象を絞り、介護保険の要介護度3から5の認定者と、障害者も重度の手帳所持者と、身体障害者は内部障害者を除いた1級から3級までとしました。

また、制度の運用も、以前は避難支援者なしで登録をしていましたが、それに対し、地域支援者である町会長や民生委員等から「人命を預かることになり責任が重すぎる」「名簿だけでは本人の状況がわからず必要な支援が不明である」、また、一人で複数の要支援者を受け持つことは大規模災害時などの「いざ」という時に、一斉に安否確認や避難誘導、救助対応することへの限界や不安といった内容のご意見等をいただいております。

そこで、新制度では、申請の際に、個別避難支援計画を合わせて提出していただくように変更をしました。当初、避難支援者は同居家族以外の2名を選出していただいておりますが、議会より申し入れもありましたので、元年7月より1名以上と変更をしています。

この新制度からの運用方法について、市議会議員より、以前のとおり避難支援者が無しでも、まずは登録者台帳に登録し、後日、避難支援者を選出していく運用に戻した方が、多くの人への支援が可能となる旨のご意見をいただいております。

また、この会議に参加の様々な立場からの意見もいただき、よい方向へ進めて欲しいとの要望もありましたので、各委員のお立場からご意見などをいただければ、今後活かしてまいりたいと思います。また、この制度がより良くなるよう、各委員の関係者の方々にも、引き続きご協力をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

(市長) ただ今、報告しました内容につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

～意見等なし～

(市長) 特にご意見等もないようですので、これで報告を終了させていただきます。
以上で、全ての協議・報告が終了いたしました。
円滑な進行に、ご協力いただき、ありがとうございました。
最後に、全体を通してなにか意見がありましたら。

(河村委員) この場をお借りして、情報提供をさせていただきます。
2月2日(日)に大規模災害時の避難所運営等を学ぶ「BHELP」という研修を、尾北医師会によって開催し、多くのご参加をいただきました。
参加者は避難所・福祉避難所の開設パターン、運営について、またトリアージについて多くを学びました。
前回の開催では保健師の参加が多く、また今回の開催にも同様に、保健師さん等、多くの参加によるご協力をいただけたことで、無事開催できたという報告と、会議でも話のあった、要支援者等の支援方法や、避難所の運営について学ぶことができるので、保健師だけでなく、市の防災担当も、是非参加してほしいです。全国でそういったコースの展開をしているので、参加して学んでもらうことで、今回のような計画策定の参考ともなると思います。
この研修については、読売新聞などにも記事として取り上げてもらったので、よかったですら参考にしてほしいです。

もう一点、今月2月にハーフマラソンがある。規模として、非常に大きなイベントとなりますが、集団災害のリスクがあります。テロが起こることはあまり考えられないが、万が一もあるので、自然災害も含めた、こういった集団災害についても念頭において、今回は特に犬山市が主催なので気を付けてほしいと思います。自分自身も、ボランティアで7年くらい参加しているが、ボランティアでやっていていいのかと思っています。
犬山市自身が防災としての対策を考えてほしいと思います。

(市長) ご意見ありがとうございます。
まずは、研修の関係については勉強させていただいており、非常に有意義なものだと感じたので、またご案内いただければと思います。
ハーフマラソンについてですが、犬山市は観光客も多いですし、行事としても、犬山祭等、多くのお客様がみえる機会が多い為、我々としても、しっかりとリスクとして認識し、万全を期していけるように、今のご指摘も踏まえて考えていきたいと思っています。

(事務局) それでは、長時間に渡り、熱心にご協議いただき、誠にありがとうございました。

た。

今後も引き続き、市の防災行政について、ご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変お疲れ様でした。

お帰りの際は、交通事故にお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

以上